

各加盟団体代表者様

公益財団法人群馬県スポーツ協会  
理事長 松本博崇

警戒レベル移行に伴う対応等について（1月12日からの対応）

平素より、本協会の諸事業につきまして格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、1月12日より「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒レベルが「2」に引き上げられることになりました。

このことから、県教育委員会より部活動の対応について別紙（写）のとおり通知がありました。

つきましては、**少年（高校生以下）の活動**は学校における部活動と同様に扱うこととして、下記のとおりとしますので、御協力いただけますようお願いいたします。

記

活動について

- (1) 国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ、競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、通常の活動を実施する。
- (2) 対外試合等については、県内の活動に限り、実施を可とする。  
実施については、各地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する指導者のみで実施の可否を判断するのではなく、団体として、各活動の意義や目的に照らして、その必要性を慎重に判断すること。また、実施する場合は、参加する生徒及び保護者の同意を得ることとし、同意が得られない場合は、延期又は中止する。
- (3) 宿泊を伴う活動及び県外の団体との交流については、自粛とする。
- (4) 全国大会等については、上記(3)にかかわらず、感染防止対策を徹底した上で参加を可とする。  
なお、大会参加に当たり、宿泊を伴う場合は、生徒が密集して活動する状況が多く発生することが想定されることから、生徒が移動中や宿泊場所等での行動（会話、飲食等）について、主体的に感染防止対策を講じ、適切な行動がとれるよう、特に指導を徹底する。
- (5) 下記事項については、引き続き、指導を徹底する。
  - ① 生徒及び指導者等に対し、健康管理の徹底はもとより、発熱や体調不良など少しでも異変を感じた場合は、活動への参加を控えるよう指導する。
  - ② 休憩時間や部室等での更衣時及びミーティング等において、マスクなしの近距離での会話や会話しながらの飲食等を行わないよう指導する。
  - ③ 部室等の利用に当たっては、十分な換気を行うとともに、人数を制限して密集を避けるなど、感染防止対策を徹底する。
  - ④ 活動終了後は、速やかに帰宅するよう指導する。

— 参考 —

- ・群馬県ホームページ [https://www.pref.gunma.jp/05/am49\\_00064.html](https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html)  
「県内の新型コロナウイルス感染症に関する情報」が群馬県ホームページに随時更新されますので常に新しい情報を得るようお願いいたします
- ・群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒度及び要請について
- ・新型コロナウイルス感染症に係る「警戒レベルの引き上げ」に伴う学校の対応について(写)

競技スポーツ課 小林  
電話：027-234-5555